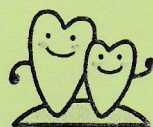


特定非営利活動法人



NPO **がんなびの丘 だより**

理事長就任1年後のご挨拶

はからずも昨年度、鴻巣前理事長から理事長職を引き継ぎ、早1年近くがたとうとしております。振り返りますと、当初金剛コロニー内で行われていました“入所者預かり金管理システム”を、当時の金剛コロニーの関係者と8つの寮の保護者代表が協働して、平成17年にNPO法人化する際に縁がありお手伝いさせて頂いたのが、私とNPOがんなびの丘の関係の始まりでした。それ以来、理事を務めさせて頂いて参りました。

法人設立以来5年が経ったことになりますが、鴻巣前理事長はじめ役員はじめ関係の皆さまのお陰で、金銭管理に関する業務を通じて、今日に至るまでいろいろな経験の蓄積もできてきました。昨年には、第三者評価の仕事も、一つ成立し、評価機関としての認証継続にも目処が立ち、今新たな仕事も交渉段階に入っております。また、成年後見事業も後見人の団体申請に加え、家裁堺支部や富田林市や堺市西区役所との関係もできつつあり、今年に入って市長申し立ての見込みも立ちつつあり、NPO法人設立時の夢でもあり“親亡き後”にとっての最重要課題でもある法人成年後見事業も一步を踏み出すまでになりました。

今後も、知的障がいや認知症などで判断能力が不十分な方々が、施設・地域と住む場所にかかわらず、人間の尊厳を保ち、自らの意思に沿った暮らしができ、一生を通じて安心できるための支援を行うとともに、そのような方々の代弁者(アドボカシー)としての役割を果たすことを目指して参りたいと思っております。

しかし、同時にNPOがんなびの丘は今こそ、経営の質とともに経営の継続性について、改めて問われていることも痛感しております。

詳しくは5月5日の総会で報告致しますが、外部から3名の方に、新たに理事をお願いし事業運営体制を強化しますとともに、さらに“NPOガバナンスコミッティ”を設立することで、第三者的視点にたったチェック体制も強化して参りたいと考えております。

皆さまの今後ともより一層のご理解、ご支援をお願い申し上げる次第です。

理事長 山内庸行



特 集

成年後見事業について

NPOかなびの丘は、平成17年設立の際に、5つの事業でスタート致しました。成年後見事業はその一つです。昨今、“知的障がいなどで判断能力に問題のある方々の人権とQOLを何とか守って行きたい!”、“一生を通じて安心できる体制が欲しい!”という社会的なニーズは高まるばかりです。

今までは、後見人を希望される親族のために集団申し立てのお世話をするだけでしたが、今年から後見人になられている親族の皆さまの後見事務のお手伝いや法人成年後見人としての活動に本格的に取り組むたいと考えております。そのスタートにあたりまして、二点ほど日ごろの考えをごく簡単に整理させていただきます。皆様の絶大なるご理解とご支援をお願い申し上げます。

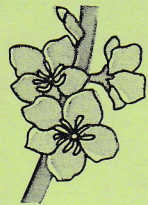
(1) 何故、施設でそれなりに生活をしている人に後見人が必要なのか?

①一言で申しますと施設だからこそ余計、後見人が必要とされている面があると思われます。

② その理由は?

○昨今、銀行預金を筆頭に本人確認が大変厳しくなっております。

銀行預金のみならず一切の契約行為では本人確認つまり本人の意思の確認が法的に求められています。施設への入所契約もその例外ではないことは申すまでもありません。成人された方でご自分の判断が難しい方に、後見人がないということは、厳密にはご本人の法的権利が侵害されている状態だと言えます。また、成年後見をつけるということは、本人の視点に立つ人が新たに出来ることでもあり、より一層本人の意思を反映した施設生活を送ることに役立つことにもつながるものと言えます。



○後見人はまた“本人の財産の究極のセキュリティ”でもあります。ご存知のように後見人は、家庭裁判所が任命します。そして後見人は、最初の仕事として、被後見人名義の一切の財産を裁判所に登録しなければなりません。そしてその後は定期的にその増減の報告をしなければなりません。このような国が用意してくれている究極の財産保全策を愛する子供や兄弟姉妹のために活用しない手はないと思います。

(2) 何故NPO法人かなびの丘が後見人になる必要があるのか?

①一言で申しますと本人に一番親しい親や兄弟姉妹などが、後見人としては一番相応しいと思います。

②ただ、次の点でNPOかなびの丘も後見人としての特色があります。

○法人組織であることの有利性があります。

親や兄弟は、寿命に限界があります。弁護士や司法書士にしても個人の場合には同じく寿命があります。法人の場合はその点寿命はありません。また個人の場合は誰がなっても、その人の能力の限界がありますが、法人の場合は、色々な経験や資格を持った人々が協働して後見活動を支えることができます。

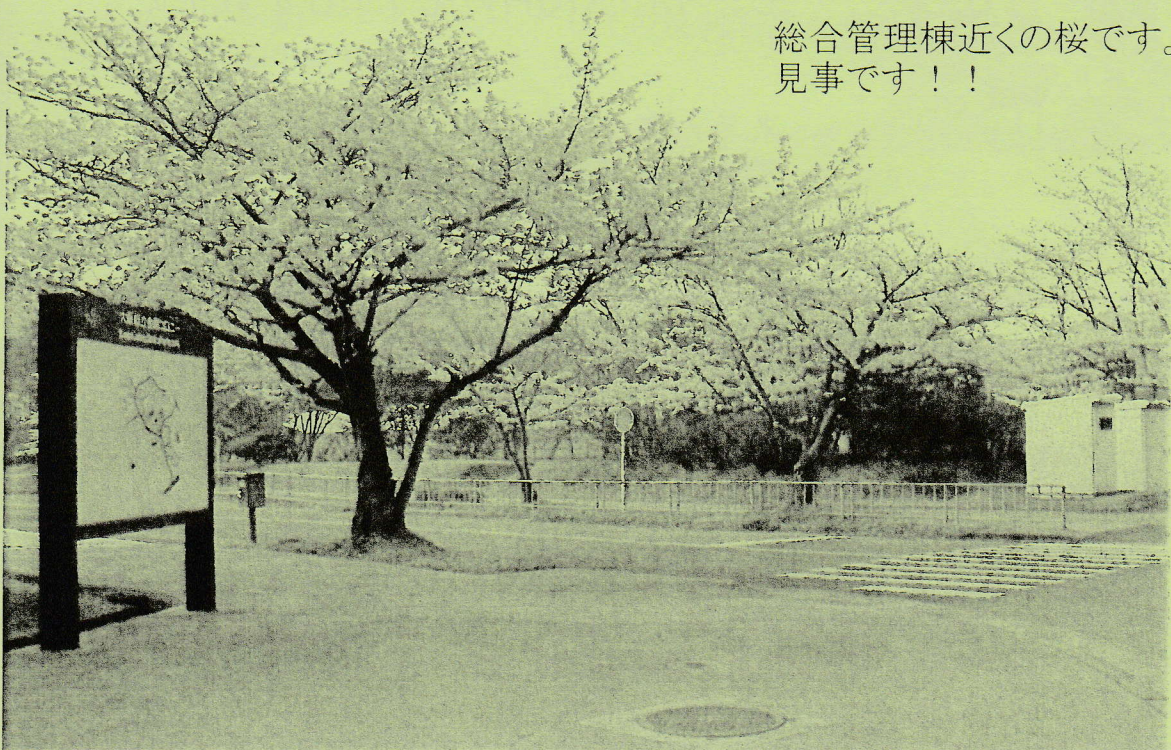
○NPOかなびの丘自体の特色があります。

- ・ “この法人は、施設・地域と住む場所にかかわらず、知的障がいのある方々が、人間の尊厳を保ち、自らの意思に沿った暮らしができ、さらにまた親亡き後も安心できる仕組みづくりと支援を行うとともに、知的障がいのある方々の代弁者(アドボカシー)としての役割を果たすことを目指す。”との設立趣旨をもとに、保護者会が中心となって作った法人であり、一番利用者に近い立場にあります。
- ・ NPOかなびの丘は、一般の弁護士や司法書士などが、高齢者なども扱うのに対して知的障がいのある方々のみに特化した権利擁護を行っています。
- ・ 既に5年ほど700名近い知的障がいの方々の財産管理、さらにはここ数年後見人の集団申し立て支援の実績もあり、家庭裁判所堺支部など関係機関からも高い評価を頂いております。
- ・ 弁護士、司法書士、その他専門家更には保護者の代表の方々などに第三者として業務を定期的にチェックして貰えるよう“NPOガバナンスコミッティ”を設立します。
- ・ 被後見人の数(後見人の必要な方々の数)は増大するばかりです。弁護士や司法書士という言葉は職業的後見人だけでは、とてもサポートできません。NPOかなびの丘のような市民団体の社会的意義と必要性は、ますます高まって参るものと思います。

今後は、金剛コロニーの業務を引き継ぎました**金銭管理事業**や後見人になろうとされている保護者の方々の家庭裁判所への申し立て手続き支援(**集団申し立て**)に加え、後見人になられた保護者の方々の支援(**後見事務**)、さらには法人としての成年後見受託(**法人後見**)の業務も始めて参りたいと考えております。

何卒ご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

成年後見事業 担当部長 鴻巣十二子



総合管理棟近くの桜です。
見事です！！

平成22年3月現在の会員数

正会員 62名

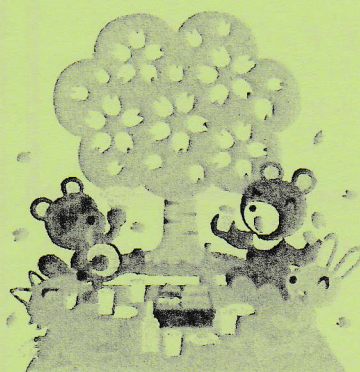
賛助会員 195名



交流の場

第37回こんごう福祉センターコロニーまつりが晴天のなか10月31日（土）に開催されました。

”NPOかなびの丘”もブースを開設し10、500円の売上金を「アフリカの角」飢餓救済キャンペーン「地球のハラペコを救え」に寄付しました。



第5回ひろとん（市民活動わくわく広場inとんだばやし）が今年も、富田林市民会館レインボーホールで2月21日（日）に開催されました。

「くすのき寮」「もっと」の利用者が精魂こめて作成した製品を販売し、14、370円の売り上げがありました。

来年以降も、地域との連携を深めるため積極的に参加していきたいと思っています。

特定非営利活動法人 NPOかなびの丘
（連絡先）

〒584-0054

大阪府富田林市大字甘南備216番地
（大阪府立金剛コロニー内）

電話：0721-35-0721

ファックス：0721-35-0721

メール：kannabi@peach.plala.or.jp

ホームページ：http://kannabi.jp

